第８章　活用

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を広く活用していくため、第６章第２節で示した保存活用の基本方針「満濃池の多様な魅力を味わう機会の提供」に基づき、具体的な活用の方法について述べる。

第１節　活用の方向性

満濃池の本質的価値を確実に後世に継承していくためには、満濃池の多様な魅力を活かした適切な活用が必要である。そのため、構成要素の潜在的な魅力や可能性を活かし、周知及び情報発信を行い、関係団体と連携して満濃池の魅力に触れる機会を創出する。

第２節　活用の方法

満濃池の持つ多様な魅力を味わう機会を提供するための方法をとりまとめる。

１　魅力に触れる機会の創出

満濃池の多様な魅力についての情報発信を行い、学校教育、生涯学習などにおいて、人々が満濃池の魅力に触れる機会を創出し、満濃池の本質的価値の理解や保存活用を促進する。

（１）情報発信

名勝満濃池の周知広報や、資料の作成、来訪者への情報発信を行う。周知広報としては、まんのう町広報誌「広報まんのう」に毎月掲載している、満濃池関係のコラムを継続し、満濃池の魅力の情報発信を行う。資料の作成としては現在作成している名勝満濃池パンフレットに加え、滞在時間に応じた見学ガイドマップの作成やガイダンス施設で展示する映像資料作成に向けた検討などを行う。作成した資料は県内の教育機関、観光機関、行政機関等に関係機関に配架依頼し活用する。

（具体例）・滞在時間に応じた見学ガイドマップの作成
・ガイダンス施設で展示する内容を検討し展示資料を作成
・満濃池を紹介する映像資料の作成
・アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館（東京都・新橋）」等を活用した県外への情報発信

（２）学校教育での活用

名勝満濃池について、子どもたちが歴史や自然環境を学習する際に、名勝満濃池がより一層活用されるよう、学校に働きかける。現在行っている地域学習を継続するとともに、町内のこども園、小学校、中学校と連携して、学校教育における活用方法を検討する。また、歴史教育、環境教育、地域学習の場としての利用を促進

（具体例）・香川県内小中学校・こども園等への周知広報
・歴史教育、環境教育、地域学習の場として利用を促進
・自然体験学習やネイチャーゲームの場としての活用を検討

（３）生涯学習での活用

名勝満濃池について、生涯学習、健康増進の場として利用を促進するため、まんのう町における生涯学習の拠点として機能している公民館や、各種団体と連携する。

（具体例）・公民館での講座や現地案内の開催
・各種団体への周知、講演会、現地解説

２　活用推進のための連携

名勝満濃池の活用を推進するため、活用団体の育成と関係団体との連携を図る。

（１）満濃池関係諸団体との連携

名勝満濃池の保存活用に取り組んでいる団体の継続的な支援を行うとともに連携を図る。満濃池の保存活用の中心的役割を担っている、まんのう池コイネットには引き続き、満濃池の保存活用の取り組みに持続的に参加してもらい、さらなる活動の活性化を促すため積極的に連携を行う。また、まんのう町文化財保護協会と連携し、満濃池の本質的価値を活かした、ガイドウォークの実施について検討する。

また、多くの利活用が行われている満濃池の特性を生かし、国営讃岐まんのう公園及び香川県満濃池森林公園の管理団体や、各種関係団体と連携した活用事業を実施する。

（具体例）・まんのう池コイネット主催の行事との連携
・文化財保護協会実施の満濃池ガイドウォークイベントの開催
・ＮＰＯ法人みんなでつくる自然史博物館事務所との連携事業
・讃岐ジオパーク構想推進準備委員会との連携事業の実施
・国営讃岐まんのう公園や香川県満濃池森林公園と連携した活用事業の実施
・神野寺や神野神社の行事との連携活用事業
・四国遍路などで来訪する観光関係団体への周知連携
・地域振興関係の組織が行うウォーキングやマラソンとの連携事業の実施
・満濃池土地改良区が行う活用事業との連携事業の実施

第９章　整備

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値の保存活用を図るため、第６章第２節で示した保存活用の基本方針「観賞と情報発信のための基盤整備」に基づき、具体的な整備の方法について述べる。

第１節　整備の方向性

満濃池の保存活用を行うためには、適切な整備が必要である。保存のための整備としては、植生の遷移や池岸の浸食に対して、風致景観や安全性を維持向上させるための整備を行う。活用のための整備としては、周遊道や視点場を活用し、満濃池の風致景観をより深く味わうための環境整備を行うとともに、案内板や解説板といった情報発信のための整備を行う。

第２節　整備の方法

１　保存のための整備

（１）植生のコントロール

植生に関する課題には、マツクイムシによる松枯れ、植生遷移、竹林の拡大、ナラ枯れの問題がある。マツクイムシによる松枯れや植生遷移に関しては、現在行われているマツクイムシ防除を継続する。マツクイムシ防除は薬剤散布ではなく樹幹注入で行っているが、竹林の拡大についても同様に環境への配慮が必要である。竹林の拡大に対しても、除草剤の散布等は行わず、水質、環境保全を考慮して、名勝満濃池の管理団体としてまんのう町が対策を実施する。実施に際しては、水質管理の観点から満濃池土地改良区と十分協議の上、方法を決定する。また、ナラ枯れ被害が発生した場合は「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき適切に対応する。

視点場からの景観遮蔽対策としては、来訪者に対して視点場からの良好な景観と眺望を確保・提供するため眺望を阻害する樹木の一部伐採、剪定（枝落とし）を実施する。

（具体例）・竹林拡大防止ための伐採等
　　・視点場の眺望改善のための剪定

（２）保存のための施設の設置

文化財保護法や関連法規に基づき、名勝満濃池の保存管理上必要な標識等の設置を行う。

（具体例）・標識、説明板、標柱及び注意札、境界標の設置

２　活用のための整備

（１）　視点場の整備

景観を阻害する工作物等の除去や移設といった観賞のための環境整備を実施する。また、視点場へのアクセスの向上のための遊歩道の整備を行う。

（具体例）・視点場へのアクセス遊歩道の整備。
・視点場の景観向上のための整備。

（２）解説板・案内板等の整備

名勝満濃池の本質的価値を紹介する説明板や、案内板等を設置する。特に名勝満濃池の文化財的な価値を解説するものや、主要な構成要素（各施設や視点場等）の場所、内容を紹介するものの設置が必要である。

（具体例）・名勝満濃池の価値についての説明板の設置。
・視点場の眺望内容の現地案内板の設置。

（３）展示・案内施設の整備

名勝満濃池に関する資料の展示や総合案内を行うガイダンス施設の整備を検討する。満濃池の堰堤付近には、かりん会館、かりん亭という町の既存施設があり、これらを有効活用することで、来訪者への満濃池についての理解を促す。

（具体例）・かりん会館の展示内容の充実
・かりん亭を活用した休憩施設兼ガイダンス施設の整備

（４）来訪者の安全確保のための整備

名勝満濃池の堰堤付近には、木柵等の安全確保のための施設が多数設置されているが、経年劣化等の事由により破損したものについて速やかに改修工事を行う。また、堰堤上面の水面側についても転落防止柵を設置し、満濃池来訪者の安全に資する。

（具体例）・経年劣化した木柵やデッキの改修
・堰堤上の転落防止柵の設置

第３節　整備計画策定の検討

名勝満濃池の整備については対象や関係者が多岐にわたるため、事業範囲や内容、実施期間や予算について、総合的かつ具体的に検討していくことが望ましい。そのため、名勝満濃池の整備計画の策定に向けた検討を行い、総合的に事業の組み立てを検討する必要がある。

整備計画策定の検討においては、学識経験者からなる「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」（仮称）を設置し、後述の「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）と連携し、関係者の意見や要望に基づき、適宜専門的な指導・助言を得る。

第１０章　運営・体制の整備

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存活用していくため、第６章第２節で示した保存活用の基本方針「関係機関・団体等との連携・協力体制の構築」に基づき、具体的な運営・体制の方向性と方法についてとりまとめる。

第１節　運営・体制の方向性

満濃池の多種多様な利用状況と保存活用の調和を図るためには、名勝地内及び周辺地域も含めた管理者や関係機関等との情報共有と調整の仕組みの構築が不可欠である。所有者･管理者、行政機関、教育機関、地域住民等の保存活用に取り組む各団体が、連携・連絡調整を図ることができる体制を構築する。

第２節　運営・体制の整備方法

名勝の管理団体に指定された、まんのう町は適切な保存管理を行うとともに、所有者や各種団体が行う保存・活用・整備について、適切に名勝の保護に資するための支援を行う。現状変更の取扱いについては、まんのう町教育委員会生涯学習課が担当し、必要に応じて、文化庁及び香川県教育委員会の指導助言を得て行う。

名勝指定地域が多くの所有者及び管理者によって、様々な利用がされている現状において、名勝満濃池の保存活用に万全を期すためには、各関係機関の連携や連絡調整が必要である。そのため下記の「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）を設置し、関係者間で保存活用に関する情報等の共有や連携調整を図り、年１回程度開催する。なお、前述の「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」（仮称）とも連携調整を図る。

名勝満濃池保存活用連絡協議会（仮称）　　事務局：まんのう町教育委員会生涯学習課

・満濃池土地改良区
・神野寺、神野神社
・地元関係自治会
・国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課
・香川県関係各課（土地改良課、農村整備課、みどり整備課（R5.4 より森林・林業政策課））
・まんのう町関係各課（地域振興課、建設土地改良課、農林課）
・まんのう池コイネット
・まんのう町文化財保護協会

第１１章　施策の実施計画

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存管理・活用・整備し、後世に確実に継承していくための施策の実施計画についてとりまとめる。

第１節　施策の実施計画

名勝満濃池の保存活用のための施策については、重要度や緊急性に基づき、短期的(本計画策定後 10 年以内)に実施すべき施策と中長期的に実施すべき計画に区分する。なお、ここで示す実施計画については、毎年の進捗状況を踏まえ適宜見直しを図る。

第２節　施策の実施方法・期間

名勝満濃池の保存活用に必要な事業を、次に示す考え方に基づき計画的に実施する。

1　短期計画(計画策定後 10 年間)

持続的に実施する施策や、優先度が高い施策については、計画策定後 10 年間に着手し取り組む。なお上半期(2023<令和５>年～2027<令和９>年度)と下半期(2028<令和 10>～2032<令和 14>年度)に区分して実施する。短期計画における施策の実施スケジュールについては第 11-1 表に示す。

保存管理においては、名勝指定地内の保存管理(日常管理・現状変更への対応)を継続的に実施する。周辺部の保存管理については、上半期に関係部局との連携体制構築を行い、現状を把握した後、下半期に景観計画策定に向けた検討を行う。また、下半期において追加指定に向けた検討と公有化に向けた検討を行う。

活用においては、上半期において情報発信を集中して実施することで、満濃池の本質的価値の周知広報を積極的に図る。また、継続的に学校教育や生涯学習での活用を行う。活用においては、満濃池の保存活用団体や関係団体との連携事業を継続的に取り組む。

整備においては、早期に整備基本計画及び整備実施計画の策定に向けた検討を行い、総合的・計画的な整備を実施する。上半期では来訪者の安全確保のための整備や、視点場の景観遮蔽対策など、早期に着手可能で優先性の高い施策を中心に実施する。下半期では、ガイダンス施設の整備など、内容に検討と調整を要するものを中心に実施する。

運営・体制整備においては、早期に「名勝満濃池保存活用連絡協議会」(仮称)を設置し、毎年１回開催することで、保存活用における関係機関の連携を促進する。また、「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」(仮称)を設立し、整備計画策定や、保存活用全般に関する指導・助言を受ける。

第 11-１表　施策の実施計画

関係する章	実施する事業等		上半期（2023～2027年度）					下半期（2028～2032年度）				
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第７章 保存管理	名勝指定地内の保存管理	日常管理										
		現状変更への対応										
	周辺部の保存管理	国有林・保安林所管部局との連携										
		景観計画策定に向けた検討										
	追加指定と公有化	追加指定に向けた検討										
		公有化の検討										
	調査研究	関係機関・研究機関との連携										
第８章 活用	魅力に触れる機会の創出	情報発信										
		学校教育での活用										
		生涯学習での活用										
	活用推進のための連携	満濃池保存活用団体の育成										
		満濃池関係団体等との連携										
第９章 整備	全体	整備計画の策定										
		整備計画に基づく整備事業の実施										
	保存のための整備	マツクイムシの防除										
		竹林の拡大防止措置										
		視点場の景観遮蔽対策（支障木伐採・剪定）										
		保存のための施設の設置										
	活用のための整備	視点場の整備										
		説明板等の整備										
		展示・案内施設の整備										
		来訪者の安全確保のための整備										
第10章 運営・体制の整備	情報共有と連携促進	名勝満濃池保存活用連絡協議会（仮称）										
	保存活用整備の指導・助言	名勝満濃池保存活用整備専門委員会（仮称）										

２　中長期計画（10 年以降）

名勝満濃池に関する調査研究をより進化させるとともに、さらなる情報発信に努める。「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）や、「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」（仮称）において、より効果的な保存活用の施策を検討・実施し、関係団体と継続的かつ効果的な連携を図る。

第１２章　経過観察

本章では、名勝満濃池の保存管理、活用、整備、運営・体制の実現状況を把握するために、指標を設定し、経過観察の方法や時期をとりまとめる。

第１節　経過観察の方向性

名勝満濃池を確実に保存し、有効に活用するためには、名勝指定地内や周辺地域の保存状況を恒常的に把握するとともに、これまでに言及した保存管理、活用、整備、運営と体制の整備の各施策について適切な経過観察を行い、妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性といった様々な観点から実施状況を評価しながら、新たな施策の実施や、今後の整備計画等に反映していく必要がある。

名勝指定地域の保存状況の把握や各種事業の経過観察は、まんのう町教育委員会文化財担当が中心となり、学校教育、社会教育、まちづくり、観光などの関係部局が行う事業も含め、全体の取りまとめを行う。経過観察成果については適宜分析を行い、名勝の本質的価値に負の影響を及ぼすと考えられる状況が認められる場合には、速やかに予防策・改善策を講じるとともに、「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）や、関係部局などから意見を聴取し、今後の施策の実施に反映させる。

第２節　経過観察の方法

各種事業の経過観察については、第 12-１表に掲げたとおり、分野ごとに具体的な経過観察項目を定め、定期的に点検する。評価項目は、継続的に実施する項目と、着手前・実施中・実施済で経過観察する項目を定め、各項目の取組状況を記入して実施する。各種事業の経過観察は、原則として年１回行うものとし、計画的に事業改善に反映させていくものとする。なお、満濃池の来訪者数や滞在時間の調査方法についても検討を行うとともに、イベント等の機会の際に必要に応じてアンケート調査等を実施し、満濃池の保存活用に関する潜在的な要望の把握に努める。

第 12-１表　経過観察チェックシート

史跡等の名称		名 勝　満 濃 池
作　成　日		年　　月　　日
作　成　者		まんのう町教育委員会生涯学習課
項　　目	実　施　例	取　組　状　況
(1)保存管理に関すること	ア）名勝指定地内の日常的な管理	継続的に実施
	イ）名勝指定地内の非常時の対応	継続的に実施
	ウ）周辺部の保存管理	□着手前　□実施中　□実施済
	エ）調査研究の推進	□着手前　□実施中　□実施済
(2)活用に関すること	ア）情報発信	□着手前　□実施中　□実施済
	イ）学校教育での活用	継続的に実施
	ウ）生涯学習での活用	継続的に実施
	エ）満濃池保存活用団体の育成	□着手前　□実施中　□実施済
	オ）満濃池関係団体等との連携	□着手前　□実施中　□実施済
(3)整備に関すること	ア）整備計画の策定	□着手前　□実施中　□実施済
	イ）整備計画に基づく整備事業の実施	□着手前　□実施中　□実施済
	ウ）適切な植生のコントロール	□着手前　□実施中　□実施済
	エ）視点場の景観遮蔽対策	□着手前　□実施中　□実施済
	オ）保存のための施設の設置	□着手前　□実施中　□実施済
	カ）視点場の整備	□着手前　□実施中　□実施済
	キ）説明板等の整備	□着手前　□実施中　□実施済
	ク）展示・案内施設の整備	□着手前　□実施中　□実施済
	ケ）来訪者の安全確保のための整備	□着手前　□実施中　□実施済
(4)運営・体制に関すること	ア）関係諸団体の情報共有と連携促進	□着手前　□実施中　□実施済

巻末資料

・文化財保護法（抄）
・文化財保護法施行令（抄）
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について
・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

・文化財保護法（抄）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。
（管理方法の指示）
第三十条　文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
（所有者の管理義務及び管理責任者）
第三十一条　重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
２　重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
４　管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
（所有者又は管理責任者の変更）
第三十二条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
２　重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
３　重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。
（管理団体による管理）
第三十二条の二　重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
３　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする
４　第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
５　重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
６　管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。
第三十二条の三　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
２　前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。
第三十二条の四　管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
（滅失、き損等）
第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条　文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。
２　文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
３　前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
４　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。
（現状変更等の制限）
第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
２　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
３　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
４　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（管理又は修理の受託又は技術的指導）
第四十七条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
２　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
３　前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
４　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。
（保存のための調査）
第五十四条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
（所有者変更等に伴う権利義務の承継）
第五十六条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
２　前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
３　管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。
第七章　史跡名勝天然記念物
（指定）
第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
２　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
３　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
４　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた

日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
５　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
６　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。
（仮指定）
第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
２　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
３　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
（所有権等の尊重及び他の公益との調整）
第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
２　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
３　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。
（解除）
第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
２　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
３　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
４　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。
（管理団体による管理及び復旧）
第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
３　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
４　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
２　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
２　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、そ

の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

３　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

４　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

３　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

３　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

４　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

２　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

２　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

２　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

３　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡して

いる場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

２　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

４　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

７　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

２　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

３　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天

然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

２　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

３　前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

４　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

５　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三　前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

２　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五　文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

２　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第百二十九条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

２　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

２　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

３　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十一章　文化審議会への諮問

第百五十三条　文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一　国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解　　除

二　登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

三　重要無形文化財の指定及びその指定の解除

四　重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

五　重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

六　登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

七　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八　史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

九　登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

十　重要文化的景観の選定及びその選定の解除

十一　重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

十二　選定保存技術の選定及びその選定の解除

十三　選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

２　文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一　重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

二　文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行

三　重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

四　重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

五　国による重要文化財の買取り

六　重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定

七　登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定

八　重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定

九　重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十　重要有形民俗文化財の管理に関する命令

十一　重要有形民俗文化財の買取り

十二　重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十三　重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十四　登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十五　重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十六　遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十七　文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十八　史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十九　文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
二十　史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
二十一　史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
二十二　史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
二十三　史跡名勝天然記念物保存活用計画の第百二十九条の二第四項の認定
二十四　登録記念物保存活用計画の第百三十三条の二第四項の認定
二十五　重要文化的景観の管理に関する命令
二十六　第百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第百八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
二十七　第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第百八十四条の二第一項の政令（第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案
第十二章　補則
第百六十八条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。
一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
二　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
２　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
３　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
４　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
５　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。
第百七十二条　文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
３　第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
４　第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
５　地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。
第百七十三条　前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。
第百七十四条　文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。
２　前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。
３　地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。
第三節　地方公共団体及び教育委員会
（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第百八十四条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務

の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
三　第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
四　第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
六　第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項法令の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
２　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
３　都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
４　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可第四十三条第五項又は第百二十五条第五項
二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
三　第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令　同条第九項
５　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
６　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
７　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
８　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。
第十三章　罰則
第百九十六条　史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
２　前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
第百九十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二　第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二　第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三　第百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条　第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二　正当な理由がなくて、第百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三　正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二　第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三　第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四　第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五　第五十三条の六（第八十五条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第百二十九条の五（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者
六　第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者
七　正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
第二百三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一　第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者
二　第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百二十九条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条の三、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

・文化財保護法施行令（抄）
（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
最終改正：平成 31 年 3 月 30 日政令第 129 号
（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。
一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第

二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

２　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

３　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他

土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
５　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
６　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
７　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
８　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
９　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）

（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
最終改正：平成 31 年 3 月 29 日号外文部科学省令第 7 号
（許可の申請）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条 24 第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び　名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項
２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地　域の地番及び地ぼ(ヽ)う(ヽ)を表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
２　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）
第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
２　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）

五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項
２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号
（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）
第六条　法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
八　滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九　滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
十　き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
十一　滅失、き損等の事実を知つた日
十二　滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
２　前項の書面には、滅失、き(ヽ)損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。
（土地の所在等の異動の届出）
第七条　法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
２　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
第八条　国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省第 11 号
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 80 条の 2 第 1 項（同法第 90 条第 2 項で準用する場合を含む）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。
（復旧の届出）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　復旧を必要とする理由
九　復旧の内容及び方法
十　復旧の着手及び終了の予定時期
十一　復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十二　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図

面を添えるものとする。
一　設計仕様書
二　復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
三　復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書
（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）
第二条　前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。
（復旧の届出を要しない場合）
第四条　法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
二　法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
三　法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）
第五条　法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
２　法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
二　法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定）
最終改正：平成 31 年 3 月 29 日
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第２項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若くは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条の８第 1 項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。
Ⅰ　共通事項
（一）　現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と該当市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、便宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
（二）　次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
①　史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
②　史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
③　史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
④　地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響

を与えるおそれがある場合

（三）　都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四）　都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①　当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②　当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③　重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④　当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤　当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。

⑥　当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ　個別事項

一　令第五条第四項第一号イ関係

（一）　「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

（二）　次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①　新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②　増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③　新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（三）　新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）

（四）　新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二　令第五条第四項第一号ロ関係

（一）　新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）　新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三　令第五条第四項第一号ハ関係

（一）　「工作物」には、次のものを含む。

①　小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②　既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③　小規模な観測、測定機器

④　木道

（二）　「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第３条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（三）　「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（四）　「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（五）　道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

（六）　工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第

一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四　令第五条第四項第一号ニ関係

（一）　「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第百十五条第一項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）　標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第７号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五　令第五条第四項第一号ホ関係

（一）　「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（三）　設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六　令第五条第四項第一号ヘ関係

（一）　除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）　除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第４項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

七　令第五条第四項第一号ト関係

（一）　「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（二）　「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（三）　木竹の伐採が、法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

八　令第五条第四項第一号チ関係

（一）　「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

（二）　学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

九　令第五条第四項第一号リ関係

（一）　「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

（二）　「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

（三）　「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（四）　「捕獲」には、捕殺を含む。

（五）　「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

（六）　次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①　「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

②　「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

（七）　「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

（八）　「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

十　令第五条第四項第一号ヌ関係

（一）　「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和 26

年法律第 285 号)第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
(二)　本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
(三)　天然記念物に指定された動物の輸出については、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
十一　令第五条第四項第一号ル関係
天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。
十二　令第六条第二項第一条イ及びロ関係
令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、一から十一までの基準を準用する。
Ⅲ　その他
この裁定は、平成三十一年四月一日から適用する。

・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
（昭和 29 年 7 月 1 日文化財保護委員会規則第 7 号）
最終改正：平成 27 年 9 月 11 日文部科学省令第 30 号
（標識）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
２　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
三　指定又は仮指定の年月日
四　建設年月日
３　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。
（説明板）
第二条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
二　指定又は仮指定の年月日
三　指定又は仮指定の理由
四　説明事項
五　保存上注意すべき事項
六　その他参考となるべき事項
２　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
（標柱及び注意札）
第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。
（境界標）
第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
２　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
３　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。
４　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。
（標識等の形状等）
第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、

名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

名勝満濃池保存活用計画書

令和５年３月 31 日　発行

編集・発行　まんのう町教育委員会 生涯学習課 文化財室
〒766－0202
香川県仲多度郡まんのう町中通 875 番地　琴南公民館内
電話（0877)85－2221
印　　刷　株式会社　弘栄社